

平成 17 年度臨時総会議案について

平成 17 年度臨時総会は去る 3 月 16 日に開催され、以下の総会議案がすべて原案通り承認されましたのでお知らせします。

定款並びに定款細則改定の件

(第 1 号議案)

定款の変更事項および事由書

1. 第 13 条 会員が次の号の一つに該当するときは、理事会の議決により、会長が除名することができる。
- 1) 会費を 1 年以上滞納したとき
 - 2) この法人の会員として義務に違反したとき
 - 3) この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為のあったとき

とあるのを

- 第 13 条 会員が次の号の一つに該当するときは、理事現在数および社員現在数の各 3 分の 2 以上の議決により、会長が除名することができる。
- 1) 会費を 1 年以上滞納したとき
 - 2) この法人の会員として義務に違反したとき
 - 3) この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為のあったとき

と変更する。

事由 会員の除名処分は重い処分であり、法令に基づく適正な学会運営を行うために、指導監督基準に沿って、現在の理事会の議決から、総会において、社員総数の 3 分 2 以上の議決を必要とする規定とする。

2. 第 15 条 この法人に、次の役員をおく。
- 1) 理事 12 名以上 16 名 以内 (うち会長 1 名、副会長 2 ないし 3 名)
 - 2) 監事 2 名

とあるのを

- 第 15 条 この法人に、次の役員をおく。
- 1) 理事 12 名以上 18 名 以内 (うち会長 1 名、副会長 2 ないし 3 名)
 - 2) 監事 2 名

と変更する。

事由 内外の学協会その他との交渉が増加していることから対外折衝の為の理事 1 名の増員および各方面での本学会の認知度を向上する為に学会自体の普及宣伝、広報の為の理事 1 名の合計 2 名を増員する。

3. 第 19 条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規定する職務を行なう。
- 1) 法人の財産の状況を監査すること
 - 2) 理事の業務遂行の状況を監査すること
 - 3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
 - 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

とあるのを

- 第 19 条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規定する職務を行なう。
- 1) 法人の財産および会計の状況を監査すること
 - 2) 理事の業務遂行の状況を監査すること
 - 3) 財産および会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
 - 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

と変更する。

事由 指導監督基準に基づき、学会の適正な運営を行うために変更する。

4. 第 22 条 この法人の役員の任期は 2 年とし、毎年その半数を改選する。理事は重任できないものとする。
- 2) 補充または増員した役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3) 役員は、その任期満了後でも後任者が就任

するまでは、なおその職務を行なう。

- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数の各々その4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

とあるのを

第22条 この法人の役員の任期は2年とし、毎年その半数程度を改選する。理事は重任できないものとする。

- 2 補充または増員した役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数の各々その4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

と変更する。

事由 役員の改選は現在9名の改選期と7名の改選期の年がある。登記に際して、改選時期の違いにより定数の半数と異なるときが生じており、定款上の規定を半数程度にさせていただくと交代人数が半数を1名程度前後した場合も、登記上は支障なくなる。

5. 第23条 代議員の任期は、2年とし、重任を妨げない。

とあるのを

(代議員の任期、欠員補充、解任および報酬)

第23条 代議員の任期は、2年とし、重任を妨げない。

- 2 欠員または増員により選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 代議員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行なう。
- 4 代議員が次の各号の一つに該当するときは理事現在数および社員現在数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1)心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められたとき

(2)職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があるとき

- 5 代議員の報酬は無報酬とする。

と変更する。

事由 これまで代議員の補充、解任、報酬についての規定がなく、公益法人の指導監督基準に基づき、学会の適正な運営を行うため、不備を補強するものである。

6. 第24条 役員は有給とすることができる。役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

とあるのを

(役員報酬)

第24条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、会長が定める。

と変更する。

事由 平成16年6月文部科学省実地検査指摘事項 公益法人の指導監督基準に基づき、適正な学会運営を行う。既に、平成16年7月理事会において役員報酬に関する規定を承認、今回定款においても所要の変更を行なうものである。

7. 第43条 暫定予算の規定を追加

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむをえない事情により予算が成立しないときは会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

規定を追加する。

事由 これまで暫定予算についての規定がなく、今回学会の適正な運営を行うために規定を追加する。

8. 第44条から第52条は内容は現行と同じであるが、第43条を追加した為、条数が一番づつ繰り上がった。

9. 第50条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、これにかわる他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは

- この限りでない。
- (1)定款
 - (2)会員名簿
 - (3)役員およびその他職員の名簿および履歴書
 - (4)財産目録
 - (5)資産台帳および負債台帳
 - (6)収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - (7)理事会および総会の議事に関する書類
 - (8)官公署往復書類
 - (9)収支予算書および事業計画書
 - (10)収支計算書および事業報告書
 - (11)貸借対照表
 - (12)正味財産増減計算書
 - (13)その他必要な書類および帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第9号から第12号までの書類は永年、第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号および第13号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号、および第9号から第12号までの書類ならびに役員名簿は一般の閲覧に供するものとする。

とあるのを

第51条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、これにかわる他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1)定款
- (2)社員名簿
- (3)役員およびその他職員の名簿および履歴書
- (4)財産目録
- (5)資産台帳および負債台帳
- (6)収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7)理事会および総会の議事に関する書類
- (8)官公署往復書類
- (9)収支予算書および事業計画書
- (10)収支計算書および事業報告書
- (11)貸借対照表
- (12)正味財産増減計算書
- (13)その他必要な書類および帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第9号から第12号

までの書類は永年、第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号および第13号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号、および第9号から第12号までの書類ならびに役員名簿は一般の閲覧に供するものとする。

と変更する。

事由 公益法人の指導監督基準に基づき、適正な運営および情報公開を行うため、会員名簿ではなく、社員名簿の備付、公開を行う。

定款細則改定について

1. 定款改定案に基づき、理事増員となり、理事の会務の改定を行う。

現行 第12条 役員は以下の会務を分担する。

理事

会長(定数1) 法人の代表、会務の総理

副会長(定数3) 企画・調整・統合

庶務(定数2) 組織管理・人事・会議・文書・設備・総会

国際(定数1) IFORS等国際交流

研究(定数2) 研究・教育・研究受託・研究発表会

編集(定数2) 会誌・出版・広告

会計(定数1) 会計

無任所(定数4) *理事会の決定による特別な会務

監事 (定数2) 定款第19条に定める職務

注*うち2名は支部所属会員とする。

会務分担は理事会で変更することができる。

変更箇所はアンダーライン

新 第12条 役員は以下の会務を分担する。

理事

会長(定数1) 法人の代表、会務の総理

副会長(定数3) 企画・調整・統合

庶務(定数2) 組織管理・人事・会議・文書・設備・総会

国際(定数1) IFORS等国際交流

研究(定数2) 研究・教育・研究受託・研究発表会

編集(定数2) 会誌・出版・広告

会計 (定数 1)	会計
広報 (定数 1)	ホームページの運営, 広報活動
渉外 (定数 1)	他学会・他学協会との 連携
支部 (定数 1)	支部活動, 本部及び支 部相互の連携
無任所 (定数 3)	理事会の決定による特 別な会務
監事 (定数 2)	定款第 19 条に定める 職務

注 無任所理事のうち 2 名と支部理事は
支部所属会員とする。
会務分担は理事会で変更することができ
る。

2. 広報理事の創設に伴い常設委員会の増設
- 第 26 条 常設の委員会は次のとおりとする。
- 現行 1)編集 2)表彰 3)IAOR 4)研究普及 5)
OR 事典編集 6)国際
- 新 1)編集 2)表彰 3)IAOR 4)研究普及 5)
OR 事典編集 6)国際 7)広報

平成 17 年度事業計画

(第 2 号議案)

I. 事業の概要

1. 研究発表会 (定款第 5 条 1 号)

研究発表会を春秋 2 回開催する。

(1) 春季研究発表会

期 日：3 月 16 日, 17 日

場 所：東京農工大学 (東京都小金井市)

特別テーマ：共生社会と OR

(2) 秋季研究発表会

期 日：9 月 14 日, 15 日

場 所：神戸学院大学 (兵庫県神戸市)

特別テーマ：ユビキタス社会と OR

見学会：9 月 16 日

2. シンポジウム (定款第 5 条 1 号)

シンポジウムは以下の通り開催する。

(1) 第 53 回シンポジウム

期 日：3 月 15 日

場 所：東京農工大学 (東京都小金井市)

テーマ：都市の OR

(2) 第 54 回シンポジウム

期 日：9 月 13 日

場 所：神戸学院大学 (兵庫県神戸市)

テーマ：マネジメント再考と OR

(3) 第 17 回 RAMP シンポジウム

期 日：10 月 20 日, 21 日

場 所：シティ弘前ホテル (青森県弘前市)

3. 普及活動 (定款第 5 条 1 号)

(1) 研究意欲の増進, 最新知識情報の吸収を意図し, 講演会を開催する (各支部 1 回以上)。

(2) オペレーションズ・リサーチの普及の一助として, また事業としての位置づけに配慮した OR セミナー (講習会) を 3 回開催する。

(3) 賛助会員の増強を図ると共に支部活動の活性化に寄

与するため, OR 企業フォーラムを 3 回開催する。

(4) 賛助会員の増強を図ると共に, 企業内での OR 実施例に対する社会の認知を高めるため, 企業事例交流会を開催する (年 2 回)。

4. 刊行物 (定款第 5 条 2 号)

次の刊行物を発行する。

(1) 機関誌「オペレーションズ・リサーチ」(12 号)

(2) 和文論文誌「日本オペレーションズ・リサーチ学会和文論文誌」(1 号)

(3) 英文論文誌「Journal of the Operations Research Society of Japan」(4 号), 日本オペレーションズ・リサーチ学会論文誌

(4) 研究発表会アブストラクト集 (2 回)

(5) シンポジウム予稿集 (2 回)・セミナーテキスト (3 回)

(6) 研究部会活動結果の報文集等

5. 日本学術会議および他学協会との連携・協力 (定款第 5 条 3 号)

(1) 日本学術会議人工物設計・生産研究連絡委員会経営管理工学専門委員会に委員を派遣し, その活動に参画する。

(2) 日本学術会議経営工学研究連絡委員会及び人工物設計・生産研究連絡委員会経営管理工学専門委員会と経営工学関連学協会が共催する第 21 回 FMES・研連シンポジウムの実行委員会に委員を派遣する。

(3) 日本技術者教育認定機構 (JABEE) に参画し, グループ加盟している経営工学関連学会協議会 (FMES) と共に, 経営工学部門の審査に積極的に取り組む。なお, 昨年に引き続き, FMES の事務局を当学会で担当する。

(4) ㈱日本工学会の活動に協力し, その他関連学協会との交流を積極的に進める。

(5) 横断型基幹科学技術研究団体連合に理事を派遣するなど積極的に活動に参加する。代議員に涉外担当の水野理事、理事に今野浩氏（現会長）、鈴木久敏氏（元理事）、分科会、委員会に委員を派遣する。

6. 国際協力・交流（定款第5条3号）

(1) IFORS (International Federation of Operational Research Societies) を通じて、各国のOR学会との交流、協力を図る。

(2) APORS (Association of Asian-Pacific Operational Research Societies) を通じて、特に事務局長選出学会としてアジア・太平洋地域のORの発展と加盟学会間の情報交換に積極的に協力する。

(3) IAOR (International Abstracts in Operations Research) の編集、発行に協力し、日本の文献抄録を送付するとともに、IAORの国内頒布に協力する。

(4) APJOR (Asia-Pacific Journal of Operational Research) の編集、頒布に協力をする。

(5) EJOR (European Journal of Operational Research) の編集、頒布に協力をする。

(6) 海外からのOR関係来訪者に応接する。

7. 研究部会・研究グループ（定款第5条4号）

(1) 研究部会

次の16研究部会を設置する。必要に応じて予算限度内での追加発足を認める。

ア. 常設（5研究部会）

「待ち行列」 主査：山下英明（首都大学東京）

「OR/MSとシステム・マネジメント」

主査：山田善靖（東京理科大学）

「数理計画（RAMP）」 主査：藤重 悟（京都大学）

「評価のOR」

主査：刀根 薫（政策研究大学院大学）

「統合オペレーション」

主査：梅沢 豊（大東文化大学）

イ. 継続（7研究部会）

「アルゴリズム」 主査：岩田 覚（東京大学）

「意思決定とOR」 主査：前田 隆（金沢大学）

「ゲームと実験」 主査：武藤滋夫（東京工業大学）

「AHPの世界」 主査：木下栄蔵（名城大学）

「21世紀モノ造りマネジメント」

主査：伊呂原隆（上智大学）

「世界のインフラストラクチャー」

主査：栗田 治（慶應義塾大学）

「不確実性理論の経営科学への応用」

主査：蔵野正美（千葉大学）

ウ. 新設（4研究部会）

「経営・教育とOR」 主査：椎原正次（大阪工業大学）

「サプライチェーンネットワーク」

主査：高井英造（フレームワークス）

「食糧・環境問題における数的手法」

主査：伊藤 健（流通科学大学）

「マーケティング・インテリジェンス」

主査：中川慶一郎（NTTデータ）

(2) 研究グループ

必要に応じて追加発足を認める。

8. 表彰（定款第5条5号）

文献賞、実施賞、普及賞、業績賞、事例研究賞および学生論文賞の選考・表彰を行う。

9. 広報活動（定款第5条6号）

学会の広報活動の重要性に鑑み、16年度まで情報コミュニケーション委員会において進めてきたホームページの刷新などの取組みを引き継ぎ、さらに拡大するため、17年度はWebコンテンツの一層の充実、論文等の電子化（CD化）検討、会員データベースシステム再構築に向けての検討などを進める。

(1) ホームページを学会の情報発信のベースと位置づけ、コンテンツの充実を図る。具体的には、現在の情報伝達型から、利用者との双方向利用型へと進化を図る。これにより、入会申し込み、研究発表会への発表申し込み、出版物への投稿、出版物（大会予稿集など）のデータベース化、コンサルティング活動などのPRを実現できるようにする。

(2) ホームページを使って情報開示を積極的に進める。

10. 支部活動（定款第5条6号）

各支部において、研究会、講演会、見学会等を企画し実施するほか、会員増強についても配慮する。支部財政のあり方についての検討を加える。

11. 公益活動（定款第5条6号）

(1) 受託研究

官公庁、財団等の公的機関からの委託研究を積極的に受託するように努める。

(2) 普及活動

高校生・一般市民に対するORの普及活動を推進する。

12. その他（定款第5条6号）

(1) 基本問題検討委員会の答申を受けて、早急に具体策を検討し、可能な施策から実行に移すよう努力する。

(2) 財政基盤の安定化に努めるとともに、事務局のOA化に配慮する。

平成 17 年度収支予算書

(第 3 号議案)

平成 17 年 3 月 1 日から平成 18 年 2 月 28 日

1. 一般会計

(単位：円)

1) 収入の部						
勘定科目			予 算 額 A	前年度予算額 B	差 異 B-A	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
基本財産運 用収入	基本財産利息収入		10,000	10,000	0	
入会金収入	正会員入金金収入		120,000	120,000	0	
	学生会員入金金収入		60,000	60,000	0	
会費収入	正会員会費収入		31,246,400	31,936,500	690,100	
	学生会員会費収入		1,335,000	1,335,000	0	
	賛助会員会費収入		8,609,000	9,273,000	664,000	
事業収入	会誌頒布収入		5,400,000	5,400,000	0	
	研究発表会収入		5,000,000	5,000,000	0	
	シンポジウム収入		1,600,000	1,700,000	100,000	
	セミナー収入		1,500,000	1,500,000	0	
	資料等頒布収入		300,000	300,000	0	
	I A O R 収入		340,000	418,000	78,000	
	E J O R 収入		480,000	414,000	△ 66,000	
	A P J O R 収入		144,000	92,500	△ 51,500	
	受託研究収入		1,000,000	1,000,000	0	
その他収入	論文投稿掲載料収入		1,125,000	1,125,000	0	
	広告収入		4,500,000	5,000,000	500,000	
	受取利息		20,000	100,000	80,000	
	名簿収入		20,000	1,500,000	1,480,000	
	O R 事典収入		0	0	0	
	事務委託収入		270,000	150,000	△ 120,000	
	退職給与引当金取崩収入		0	0	0	
	記念事業引当金取崩収入		0	0	0	
	表彰事業引当金取崩収入		1,000,000	100,000	△ 900,000	
	国際協力引当金取崩収入		0	0	0	
	O A 化引当金取崩収入		0	500,000	500,000	
	別途引当金取崩収入		5,503,904	6,493,714	989,810	
	雑収入		400,000	800,000	400,000	
当期収入合計			69,983,304	74,327,714	4,344,410	
前期繰越収 支差額			5,153,220	20,153,220	15,000,000	
収入合計			75,136,524	94,480,934	19,344,410	
2) 支出の部						
勘定科目			予 算 額 A	前年度予算額 B	差 異 B-A	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
事業費	研究発表会	開催費	3,620,000	3,620,000	0	
		印刷費	1,380,000	1,380,000	0	
		機関誌	9,500,000	10,000,000	500,000	
	印刷製本費	論文誌	2,500,000	2,800,000	300,000	
		印刷費	150,000	40,000	△ 110,000	
	国際協力費	I F O R S 会費	330,000	408,000	78,000	
		I A O R 購入費	350,000	407,000	57,000	
		E J O R 購入費	470,000	406,000	△ 64,000	
		A P J O R 購入費	150,000	63,000	△ 87,000	
		A P O R S 関係費	100,000	300,000	200,000	
	研究活動費	シンポジウム開催費	1,600,000	2,000,000	400,000	
		セミナー開催費	1,050,000	1,275,000	225,000	
		O R 企業フォーラム	900,000	900,000	0	
		研究部会費	720,000	720,000	0	

勘定科目			予 算 額 A	前年度予算額 B	差 異 B-A	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
事 業 費	研 究 活 動 費	支 部 費	1,642,920	2,283,610	640,690	
		研 究 費	1,460,000	457,000	△ 1,003,000	一括購入
	表 彰 費		200,000	400,000	200,000	
	会 議 費		500,000	750,000	250,000	
	旅 通 費		5,500,000	6,000,000	500,000	
	通 信 運 搬 費		1,600,000	1,600,000	0	
	諸 謝 料 手 当		8,750,000	0	△ 8,750,000	1/2 管理費 から振替 管理費か ら移管
	臨 時 雇 賃 金		1,500,000	0	△ 1,500,000	
	消 耗 品 費		400,000	400,000	0	
	受 託 研 究 支 出 費		1,000,000	1,000,000	0	
	F M E S ・ 研 究 関 係 費		500,000	500,000	0	
	名 簿 作 成 費		0	1,500,000	1,500,000	
	雑 費		20,000	17,720	△ 2,280	
管 理 費	家 賃 費		3,750,384	3,750,384	0	
	共 益 費		1,630,000	1,630,000	0	
	事 務 用 品 費		100,000	100,000	0	
	会 議 費		500,000	800,000	300,000	
	旅 通 費		2,000,000	2,000,000	0	
	通 信 費		1,300,000	1,300,000	0	
	印 刷 費		600,000	600,000	0	
	消 耗 品 費		100,000	200,000	100,000	
	O A 化 準 備 費		200,000	500,000	300,000	
	リ ー ス 料		600,000	600,000	0	
	修 繕 費		50,000	50,000	0	
	給 料 手 当		8,750,000	17,500,000	8,750,000	1/2 管理 費へ
	福 利 厚 生 費		2,500,000	2,500,000	0	
	臨 時 雇 賃 金		0	2,000,000	2,000,000	事業費へ
	退 職 職 険 金		0	0	0	
保 険 担 料		10,000	50,000	40,000		
支 払 手 数 料		50,000	110,000	60,000		
租 税 公 課		270,000	230,000	△ 40,000		
退 職 給 与 引 当 金 繰 入		80,000	80,000	0		
雑 損 費		200,000	200,000	0		
損 耗 費		100,000	100,000	0		
消 費 税 仮 払 金		800,000	800,000	0		
			500,000	0	△ 500,000	
当 期 支 出 合 計			69,983,304	74,327,714	4,344,410	
次 期 繰 越 収 支 差 額			5,153,220	20,153,220	15,000,000	
支 出 合 計			75,136,524	94,480,934	19,344,410	

名誉会員推薦の件

(第 4 号議案)

被推薦者氏名

1. 小笠原 暁 (前 OR 学会会長)